

第50回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

投票日は **10月27日(日)** です。



投票時間 **午前7時～午後6時** (投票終了時刻にご注意下さい)

1 投票できる人 (次の要件すべてを満たしている人)

- (1) 満18歳以上の日本国民であること (平成18年10月28日までに生まれた人)
- (2) 桑折町の選挙人名簿に登録されていること (令和6年7月14日までに桑折町に転入届を提出し、引き続き住民基本台帳に登録されていること)

2 期日前投票

投票日当日に用事のある方は、期日前投票をしましょう。

入場券ハガキを郵送しますので持参してください。(郵送状況により、ご自宅へのお届けが公示日後になることも予想されます。ただし、入場券ハガキがなくても、本人確認のうえ、投票することができます。)

場所		期間	時間
桑折町役場 1階 町民ロビー	・衆議院議員総選挙 ・最高裁判所裁判官 国民審査	<u>10月16日(水)</u> ～ <u>10月26日(土)</u>	午前8時30分 ～午後8時

※「衆議院議員総選挙(小選挙区、比例)」と「国民審査」の3つの投票があります。

▼次の理由に該当する見込みの方は、期日前投票ができます。

- ・仕事、学業、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・投票区外への外出や旅行・滞在
- ・病気やけが、妊娠、身体障がい者等のため歩行困難
- ・住所移転のため、本町以外に居住
- ・天災、悪天候で投票所に到達困難

※期日前投票は、投票所入場券ハガキ「裏面」の宣誓書に記入をお願いします。

※一度に多数の投票者が来庁された場合は、お待ちいただくことがあります。

3 不在者投票

(1) 町外に滞在している人

選挙期間中、仕事などで町外に滞在している人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会
会で不在者投票をすることができます。

滞在先で不在者投票をする場合は、あらかじめ「不在者投票請求書兼宣誓書」に

必要事項を記入し、桑折町選挙管理委員会に持参または郵送で投票用紙の請求をしてください。

(2) 病院や老人ホームなどに入所している人

不在者投票ができる場所として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。指定された施設に限り不在者投票ができますので、入院・入所されている施設へお尋ねください。

(3) 郵便投票

身体等に重い障がいがあり、投票所へ行くことが困難な人が、郵便等により投票ができる制度で、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」をお持ちで、一定の障がいがあると記載されている人、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に限られます。

新たにこの制度を利用される方は、事前に「郵便投票証明書」の交付申請が必要となりますので、お早めに問い合わせください。

4 開票

■日 時 10月27日(日) 午後8時

■場 所 桑折町民体育館

5 その他

- ・お子さんと一緒に投票所入場について

公職選挙法の一部改正によりお子さんも投票所に入場できるようになっています。親が投票している姿を見せることは、将来有権者となる、お子さんにとっても良い機会になりますので、次のルールを守り、一緒に足を運んでみてはいかがでしょうか。

■投票所のルール

- ・同伴する選挙人(親など)と一緒に行動する
- ・投票が終わったら、速やかに退場する
- ・選挙人(親など)の代わりに、同伴者(子)が投票用紙に記入しない
- ・投票所内で投票についての相談をしない、大声で騒がない
- ・他の選挙人の投票をのぞかない

棄権しないで投票しましょう!!!



【問い合わせ先】
桑折町選挙管理委員会
(桑折町役場総務課内)
TEL 582-2111